



月刊部員新聞

2011年7月
第65号

編集・発行 Unit

振興法改め基本法

今年6月24日に以前のスポーツ振興法を全面改定したスポーツ基本法が公布されました。

全六章、三十七条と附則で構成されており、公布から6ヶ月以内の政令で定める日から施行される事になっていきます。

本当であれば約3年前の6月中に超党派議員によりまとめられる予定でしたが、諸事情で棚上げされていきました。今回はこのスポーツ基本法について考えてみたいと思います。

全体の印象

とにかくスポーツという言葉が持つイメージを前面に出して、まとめたという印象が見受けられます。

スポーツ振興法でのスポーツの定義づけも考え物でしたが、今回も「スポーツ」の意味がぼんやりとしています。

ただ前回と異なり、競技についての施策もしっかりと明記されており、国地方公共団体スポーツ団体の責務がより明文化されています。

スポーツの意味

この法律のスポーツの意味を見てゆくと大きく2つが内包されています。

まず一つが心身の健全な発達や生き甲斐のある豊かな生活の実現のための運動としてのスポーツ、もう一つが競技力を競い合う運動競技としてのスポーツの2つです。

前者に関してはスポーツ・レクリエーション活動という名称でも書かれています。

ここはあえてスポーツという外来語を利用するより、「運動」「運動競技」としたほうが何の何を指しているのかより正確に認識できる多岐ではないかと思えます。

しかし曖昧な部分を残すことで解釈次第でどうでもなるということも考えられなくも悪くもです。

気になる運動競技は

まずは第一章第二条で基本理念が述べられています。その中で運動競技の強化に関するところが第三項にあり、それらの基本的施策は第三章、第十六条で国が必要施策を講ずるものとなつていきます。

やはり運動競技において国がバックアップをしてくれることが、しっかりとした強化にもつながってゆくのではないのでしょうか。

ただし国はバックアップ体制を取るだけで、やはり強化の道筋については各競技団体の技術や戦術の専門化だけではなく、我々のようなフィジカルの専門化や栄養、メンタルなどさまざまな人物が関わり、強化案を作ることで初めて国のバックアップが聞いてくるのです。

国がバックアップしてくれるから行つて、何もしなければ結局何も変わりませ

その他

第十九条では「国際競技大会の開催への支援等」の内容があります。もちろんこれはオリンピック招致を見越したものであることは疑いのないものであります。ではオリンピックと同レベルになる各競技における世界選手権やワールドカップといったものに関しはどの程度まで支援があるのでしょうか。

他にも第二十条には「高度な競技水準を有するものの活用等」、第二十三条には「ドーピング防止活動の推進」また二十二条には我々のような「スポーツ産業の従事者との連携等」といったものも含まれてきています。

す。果たしてこれらがどれだけ機能するのでしょうか。

どう変わるのか

日本のスポーツ界はこの10年ほどで大きく変化しているのではないかと思えます。ISSやNFCが完成し、トップレベルの競技者の練習場所が確保されてきています。

しかしそこにソフトが加わらなければ何も変わりません。このソフト我々をいかに開発してゆか。ハード面だけではなく、ソフト面もほとんど変更させてゆくこと。そしてそこに様々なバックアップが確立されてゆけば世界の頂点に立つことは難しいことではないのではないかと思えます。

スポーツ基本法 目次

- 第一章：総則
- 第二章：スポーツ基本計画等
- 第三章：基本的施策
 - 第一節：多様なスポーツ活動の機会の確保のための環境整備
 - 第二節：競技水準の向上等
 - 第三節：スポーツ推進のための基礎的条件の整備等
- 第四章：スポーツ推進会議
- 第五章：スポーツ審議会等および体育指導委員
- 第六章：国の補助等
- 附則

Unit 代表 澤野 博 (さわの ひろし)

日本体育大学卒。社会人経験を経て欧州へ留学。乳酸を中心としてトレーニングを幅広く学ぶ。帰国後、部員となって競技者を支えるという意味で「Unit」を設立。競技種目、競技レベルを問わずトレーニング指導を中心に活動。医療系国家資格の臨床検査技師の資格を持つ異色のフィジカルコーチ。NSCA CSCS、JADA DCOなども保有。ご意見、ご要望、仕事依頼、お問い合わせは下記まで。0422-34-5055 (Fax 兼用)、090-1999-2845 または sawano@team-unit.com